

松宮ゼミ淡路町知財研究会 インクタンク事件資料

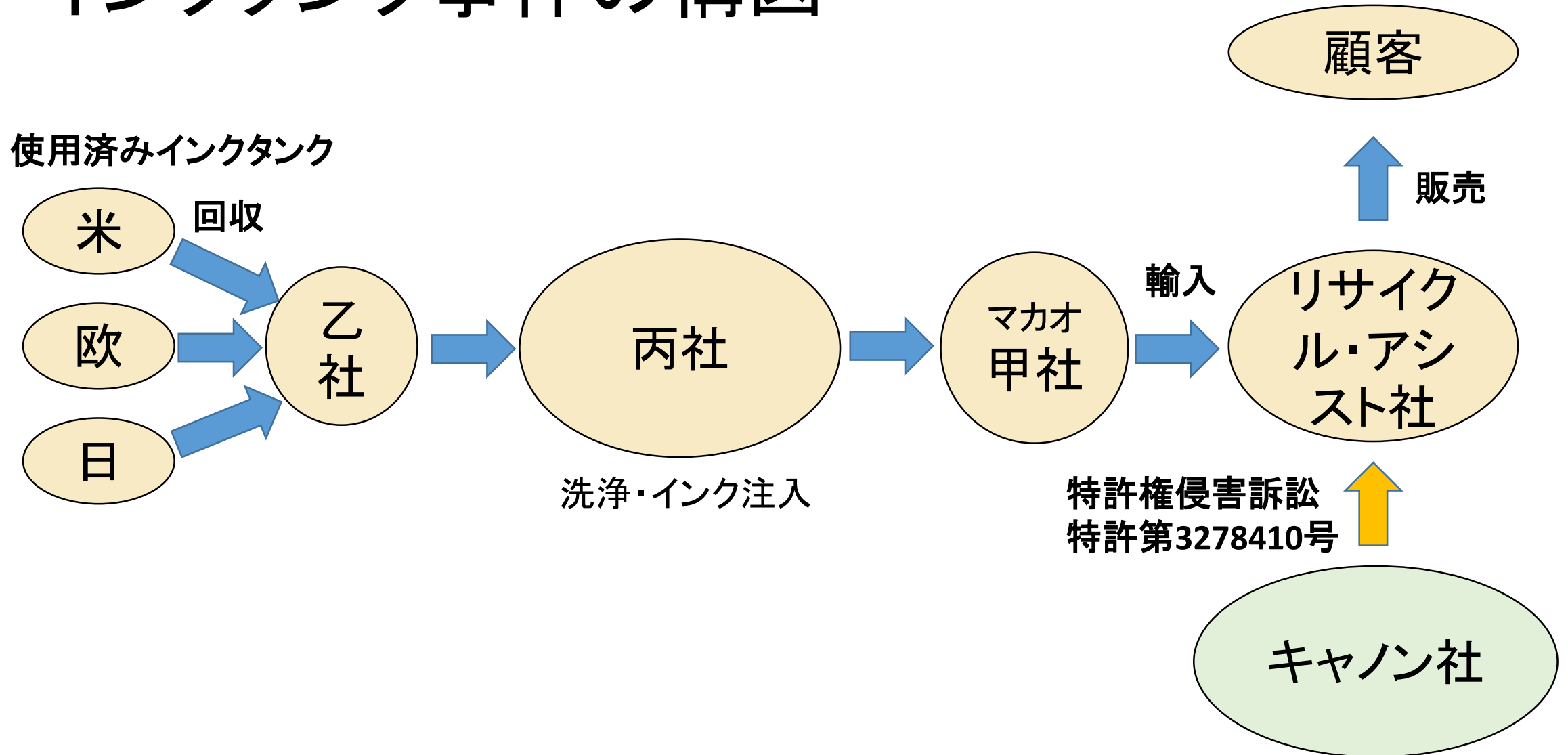
2014年10月25日(土)13時30分～17時

於：千代田区内神田集会室(千代田区内神田1-1-3)

発表者：本谷孝夫

東京メトロ丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線・都営三田線大手町
駅から徒歩5分、東京メトロ東西線竹橋駅から徒歩8分、JR・東京メトロ
銀座線神田駅から徒歩10分

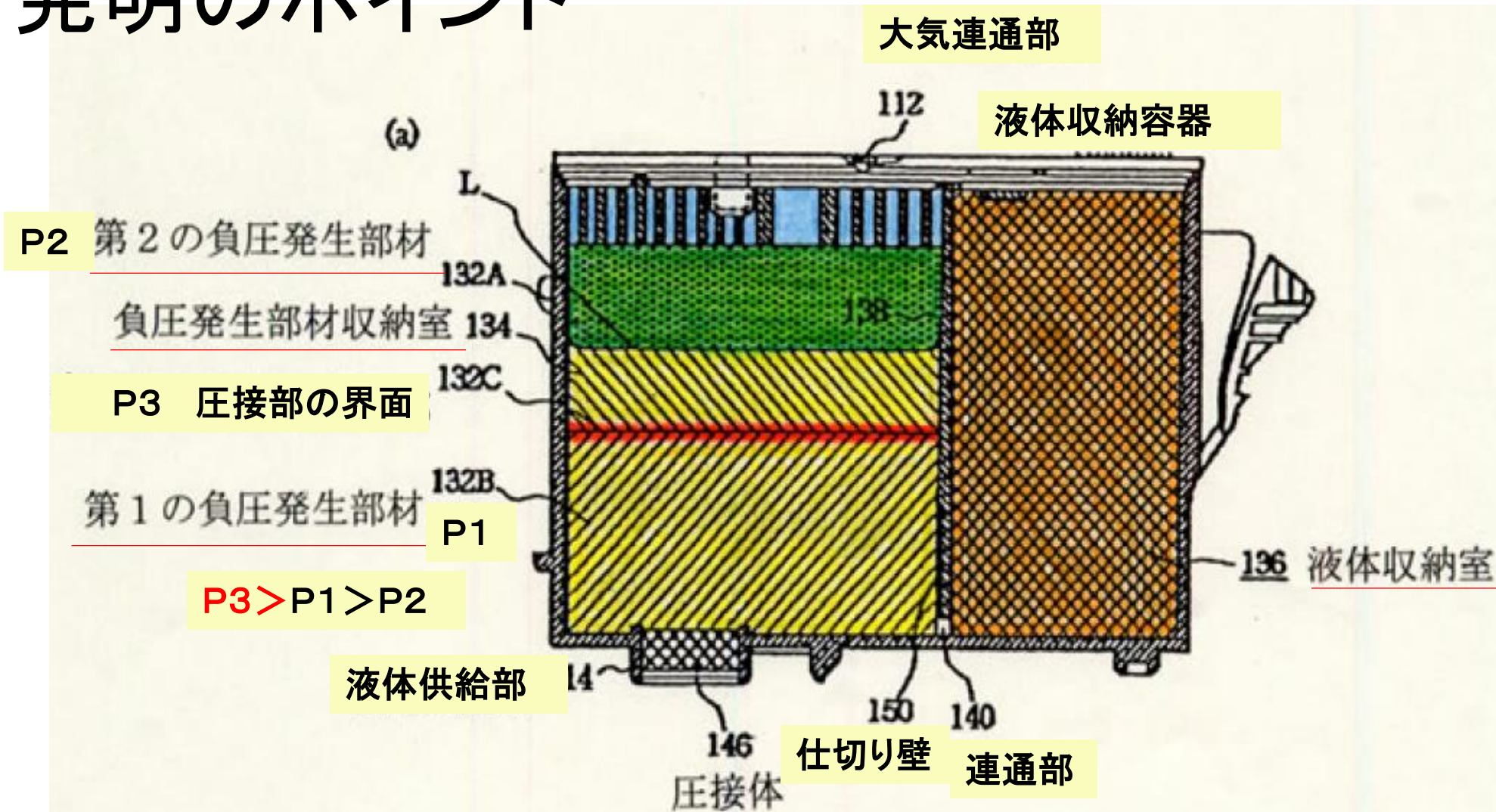
インクタンク事件の構図



キヤノン特許第3278410号の請求項1及び10

	請求項1		請求項10
A	互いに圧接する第1及び第2の負圧発生部材を収納するとともに液体供給部と大気連通部とを備える負圧発生部材収納室と,	A'	同左
B	該負圧発生部材収納室と連通する連通部を備えると共に実質的な密閉空間を形成するとともに前記負圧発生部材へ供給される液体を貯溜する液体収納室と,	B'	同左
C	前記負圧発生部材収納室と前記液体収納室とを仕切るとともに前記連通部を形成するための仕切り壁と,	C'	同左
D	を有する液体収納容器において,	D'	---
E	前記第1及び第2の負圧発生部材の圧接部の界面は前記仕切り壁と 交差し ,	E'	同左
F	前記第1の負圧発生部材は前記連通部と連通するとともに前記圧接部の界面を介してのみ前記大気連通部と連通可能であると共に,	F'	同左
G	前記第2の負圧発生部材は前記圧接部の界面を介してのみ前記連通部と連通可能であり,	G'	同左
H	前記圧接部の界面の毛管力が第1及び第2の負圧発生部材の毛管力より高く、かつ	H'	同左
I	---	I'	液体収納容器を用意する工程と,
J	---	J'	前記液体収納室に液体を充填する第1の液体充填工程と,
K	液体収納容器の姿勢によらずに前記圧接部の界面全体が液体を保持可能な量の液体が負圧発生部材収納室内に充填されている	K'	同左
L	ことを特徴とする液体収納容器。	L'	を有することを特徴とする液体収納容器の製造方法。

発明のポイント



イ号の製法

- ①使用済み特許権者（同視しうるもの含む）製インクタンクを回収する。
- ②回収したインクタンク本体の液体収納室の上面に、洗浄及びインク注入のための孔を開ける。
- ③液体収納室を洗浄する。
- ④インクタンク本体のインク供給口からインクが漏れないようにする措置を施す。
- ⑤②の孔から、負圧発生部材収納室の負圧発生部材の圧接部の界面を超える部分まで及び液体収納室全体にインクを注入する。
- ⑥②の孔及びインク供給口に栓をする。
- ⑦ラベル等を装着する。

争点 特許権の消尽

	結論	理由	詳細理由
東京地裁	非侵害	消尽 生産ではない	<p>生産又は修理の判断は、特許製品の構造、特許発明の内容、取引の実情等を考慮して総合的に判断すべき。</p> <p>① 本件インクタンク本体は、インクを使い切った後も破損等がなく、インク収納容器として再利用することが可能。</p> <p>② 本件インクタンク本体は、消耗部材であるインクに比し、耐用期間(寿命)が長い。</p> <p>③ 液体収納室の上面に注入孔を開けさえすれば、インクの再充填が可能。</p> <p>本件特許において最も重要な構造である毛管力が高い界面部分の構造は、インクを使い切った後もそのまま残存している(構成要件H)。</p> <p>⑤ インク自体は特許された部品ではない。</p> <p>環境保護及び経費削減の観点から、リサイクルされた安価なインクタンクへの指向が高まっており、実際にもリサイクル品が活発に取引されている。</p> <p>⑦ リサイクルされた安価なインクタンクへの指向は今後更に高まると予想される。①～⑦により効用を終えていないということ。</p> <p>効用を終えていない使用済みの特許権者製品にインクを再充填して製造されたイ号製品は、インクが再充填される前の特許権者製品との同一性を欠いた新たな別個の特許製品と評価することはできない。⇒ 再生産ではない</p>
知財高裁	侵害	消尽せず 第2類型	<p>物理的に変更が加えられた場合、単純な生産・修理の概念では判断困難。</p> <p>原則特許製品が販売された場合、譲受人が使用・再譲渡の権利取得(消尽)。しかし、以下の類型に当てはまる場合、消尽しない。</p> <p>「特許製品が製品としての本来の耐用期間を経過してその効用を終えた後に再使用又は再生利用がされた場合(第1類型)」⇒ インクタンク本体に着目した場合、本体の構造変わらず ⇒ 第一類型ではない。</p> <p>「当該特許製品につき第三者により特許製品中の特許発明の本質的部分を構成する部材の全部又は一部につき加工又は交換がされた場合(第2類型)」 本発明の本質的部分は高級引力の界面再生 ⇒ 本質的部分の加工又は交換 ⇒ 第二類型</p>
最高裁	侵害	消尽せず	<p>「特許権者等が我が国において譲渡した特許製品につき加工や部材の交換がされ、それにより当該特許製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造されたものと認められるとき」は、権利行使できると判示。</p> <p>「特許製品の新たな製造」該当性は、「当該特許製品の属性、特許発明の内容、加工及び部材の交換の態様のほか、取引の実情等も総合考慮して判断するのが相当。</p> <p>特許製品の属性としては、製品の機能、構造及び材質、用途、耐用期間、使用態様</p> <p>加工及び部材の交換の態様としては、加工等がされた際の当該特許製品の状態、加工の内容及び程度、交換された部材の耐用期間、当該部材の特許製品中における技術的機能及び経済的価値が考慮の対象</p> <p>インクの再充填・再使用は、印刷品位の低下やプリンタ本体の故障等のおそれもあることから、1回使い切りとして、インクの補充のための開口部を設けていないところに、丙はインクタンク本体の上面に穴を開け、インクタンク本体をインクの補充が可能となるように変形させている。また、丙はインクタンク内部を洗浄してインクを充填することにより、インク漏れを防ぐ機能を復元しているから、丙の加工等の態様は、本件発明の本質的部分に係る構成を欠くに至った状態のものを、再び充足させるものであり、開封前のインク漏れ防止という本件発明の作用効果を新たに発揮させる。その他インクタンクの取引の実情などの事情を総合的に考慮し、加工前のX製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造されたと判断。</p>

消尽論が争点になった主要判例

事件名	論理構成
BBS事件 平成7(才)1988	<p>BBSアルミホイールの並行輸入差し止めを求めた事件。</p> <p>我が国の特許権者又はこれと同視し得る者が国外において特許製品を譲渡した場合においては、特許権者は、譲受人に対しては、当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨を譲受人との間で合意した場合を除き、譲受人から特許製品を譲り受けた第三者及びその後の転得者に対しては、譲受人との間で右の旨を合意した上特許製品にこれを明確に表示した場合を除いて、当該製品について我が国において特許権を行使することは許されないものと解するのが相当である。</p> <p>消尽するのは、譲受人が目的物につき特許権者の権利行使を離れて自由に業として使用し再譲渡等をする権利。</p>
使い捨てカメラ事件 平成8(ワ)16782	<p>使い捨てカメラを再生利用した使い捨てカメラの差し止め事件。</p> <p>特許製品がその効用を終え、あるいは特許製品において特許発明の本質的部分を構成する主要な部材が交換されたときには、特許権者による権利行使は許されると解するのが相当である。</p> <p>本質的部材が交換されたので侵害。</p>
アシクロビル事件 平成13(ネ)959	<p>特許権の通常実施権者が製造販売する錠剤を購入し、アシクロビルを分離して自己の製品に使用した。</p> <p>生産する権利は消尽しない。</p> <p>新たな生産ではないので非侵害。</p>
インクタンク事件	<p>東京地裁：インクタンク本体の耐用期間に比較し、インク寿命は短命。補充インクも販売されている。修理であり生産ではない。</p> <p>知財高裁：第二類型に該当し、再生産。</p> <p>最高裁：総合的に判断して特許製品と異なる特許製品が生産されたので侵害。</p>

論議したい事項

- 議題1: 本件において、単なるインクの補充のみの場合は特許権は消尽したか？
- 議題2: 穴開けドリル、穴塞ぎ栓、及び、補充インクのセットを販売したら間接侵害？
- 議題3: 本件において、構成要件Kがない特許であった場合、特許権は消尽？
- 議題4: より直接的な侵害にするためにはどのようなクレームを作成すべきか？
- 議題5: 修理と再生産の境目はどのように考えるべきか？